

東京都 国境離島（沖ノ鳥島・南鳥島）公式 SNS アカウント運用ポリシー

1. 目的

本運用ポリシーは、国境離島（沖ノ鳥島・南鳥島）（以下「国境離島」という。）に関する次の SNS アカウント（以下「SNS アカウント」という。）の運用に関する事項を定めます。

Instagram アカウント

「東京都 国境離島（沖ノ鳥島・南鳥島）」(okinotori_minamitorishima)

2. SNS アカウント運用における基本方針

- (1) SNS アカウントは、東京都総務局行政部振興課（以下「振興課」という。）が運用します。
- (2) SNS アカウントでは、主に国境離島に関するイベント情報等を投稿します。
- (3) SNS アカウントに対する全てのコメント、投稿等を閲覧し、返信するものではありません。国境離島に対する個別のご意見、お問い合わせについては、担当へ直接ご連絡ください。

3. 知的財産

SNS アカウントに掲載している全ての情報（テキスト、画像等）に関する知的財産は東京都又は原著作者に帰属します。

また、内容について「私的利用のための複製」や「引用」など著作権法上認められた場合を除き、無断で複製・転用することができません。

4. 注意事項

SNS アカウントではユーザーが以下の投稿を行った場合には、予告なく投稿を削除することがあります。

- (1) 法令等に違反し、又は違反するおそれがあるもの
- (2) 特定の個人、団体等を誹謗中傷するもの
- (3) 政治又は宗教の活用を目的とするもの
- (4) 東京都又は第三者が保有する著作権、商標権、肖像権その他の知的所有権を侵害するもの
- (5) 広告、宣伝、勧誘、営業活動その他営利を目的とするもの
- (6) 人権、思想、信条等を差別し、又は差別を助長させるもの

- (7) 公の秩序又は善良の風俗に反するもの
- (8) 虚偽又は事実と異なるもの
- (9) 本人の承諾なく個人情報を掲載する等プライバシーを侵害するもの
- (10) 有害なプログラムを使用若しくは提供するもの。またその恐れのあるもの
- (11) (1) から (10) までの内容を含むホームページへのリンクを目的とするもの
- (12) 上記のほか、振興課が不適切と判断したもの

5.免責事項

- (1) SNS アカウントにおける情報の正確性、完全性、有用性を保証するものではありません。このため、本アカウントにおける情報を利用したためにユーザー又は第三者が被った被害について、東京都は一切の責任を負いません。
- (2) SNS アカウントに関連して生じたユーザー間のトラブル、ユーザーと第三者との間のトラブル又は Instagram 運営会社が原因で発生したトラブルによりユーザー又は第三者が被った損害について、東京都は一切の責任を負いません。
- (3) 東京都は、SNS アカウントに関連する事項によって生じたいかなる損害についても一切の責任を負いません。

6.運用ポリシーの変更について

SNS アカウントの運用ポリシーは、予告なく変更する場合があります。